

これは正本である

平成30年12月26日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官

荒澤伸也



平成30年(㊦)第152号 二葉山トンネル掘削工事着手禁止仮処分命令申立事件

決 定

広島市南区宇品西1丁目7番12-502号

債 権 者 前 島 修

広島市東区温品一丁目8番23号

債 務 者 広島高速道路公社

同代表者理事長 石 岡 輝 久

同訴訟代理人弁護士 真 田 文 人

主 文

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

事実及び理由

第1 申立て

債務者は、二葉山トンネル（広島駅北口 広島高速5号線トンネル）の掘削工事の発注者として、シールドマシン製作他工事及びシールドトンネル掘削他工事である、広島高速5号線シールドトンネル工事の、①違法契約、②公契約関係競売等妨害、③工事費の増額、④工事費の増額に伴う税負担の債権債務関係、これら4つの社会問題が全て解決する日まで、同工事と同工事に関連する一切の工事を受注者に着手させてはならない。

第2 事案の概要

- 1 本件は、債務者が二葉山トンネルの掘削工事を第三者である受注者に発注し、既に受注者は同工事に着手しているところ、この契約代金につき、受注者から発注者である債務者に対して増額請求がされており、この増額分につき広島市長が広島県民及び広島市民に納税を強い



ることを示唆しているとして、債権者が、債権者の「二葉山トンネル掘削工事の工事費用および増額費用を広島県民税および広島市民税から支出することを認めない権利」を侵害するとして、債務者に、同工事と同工事に関連する一切の工事を受注者に着手させてはならないとの仮処分命令を求めたものである。

## 2 当事者の主張

- (1) 債権者の主張は、仮処分命令申立書、補正書（平成30年12月11日付け）、補正書2（同月12日付け）及び準備書面（同月21日付け）に記載のとおりであるから、これを引用する。
- (2) 債務者の主張は、答弁書記載のとおりであるから、これを引用する。

## 第3 当裁判所の判断

- 1 債権者の主張する「二葉山トンネル掘削工事の工事費用および増額費用を広島県民税および広島市民税から支出することを認めない権利」が仮に観念できるとしても、債権者の主張及び疎明資料によっても、それが債務者に対する権利であるとは認められないから、債権者の債務者に対する被保全権利は認められない。

また、債権者は詐害行為取消権を主張しているところ、これは、債権者の「二葉山トンネル掘削工事の工事費用および増額費用を広島県民税および広島市民税から支出することを認めない権利」が存在し、債務者が同工事を行うことが債権者の前記権利を侵害することになる、との主張であろうと解される。詐害行為取消権を行使するためには債権者が債務者に対する債権を有していることが必要であり、前記のとおり、債権者の「二葉山トンネル掘削工事の工事費用および増額費用を広島県民税および広島市民税から支出することを認めない権利」は債務者に対する権利であるとは認められず、その他債権者の主



張及び疎明資料によっても、債権者の債務者に対する債権の存在が明らかでないから、詐害行為取消権の主張は認められない。

債権者は、債務者が掘削工事に着手することで不法行為による損害賠償請求権を有するとも主張するが、債権者によるとその不法行為とは二葉山トンネル掘削工事に関する官製談合により工事契約を行ったことのようなものである。地方公共団体が行う契約の代金についての公金の支出は一般的に住民訴訟で問題となり得るが、それ以外に、本件において債権者の債務者に対する不法行為に基づく損害賠償請求権を基礎づける事実の主張及び疎明資料の提出がないから、不法行為による損害賠償請求権という被保全権利も認められない。

さらに、債権者は裁判を受ける権利が被保全権利であると主張しているようだが、裁判を受ける権利は債務者に対する債権者の権利ではなく、二葉山トンネル掘削工事差止等の被保全権利とはなりえない。

そのほか、債権者は債務者に対する何らかの契約に基づく債権も主張するようだが、一件記録によっても債権者と債務者との間に契約関係があるとは認められない。

4 したがって、保全の必要性につき検討するまでもなく、本件申立てには理由がない。

よって、主文のとおり決定する。

平成30年12月26日

広島地方裁判所民事第4部

裁判官

伊藤昌代

